

平成 24 年度指定管理者監査(三園福祉園)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 24 年 7 月 18 日(水)	【指定管理者】 社会福祉法人 東京援護協会 【所管課】 福祉部障がい者福祉課

2 実施場所 監査委員室及び三園福祉園

3 監査の範囲

- (1) 指定管理者 平成 23 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)
- (2) 所管課 平成 23 年度三園福祉園の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 24 年度指定管理者監査(ふれあい館)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 24 年 10 月 26 日(金)	【指定管理者】 アクティオ株式会社 【所管課】 健康生きがい部生きがい推進課

2 実施場所 監査委員室及びふれあい館(仲町・高島平)

3 監査の範囲

(1) 指定管理者

平成 23 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 所管課

平成23年度仲町・高島平ふれあい館の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は次のとおり。

6 指導事項

① 管理業務に係る経理の状況を明らかにすべきもの

仲町ふれあい館及び高島平ふれあい館は、それぞれの「ふれあい館の管理運営に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）第 48 条において、指定管理者は、「館の管理業務に係る経理事務を他の経理から区分し、会計帳簿等の書類を分け、管理業務に係る経理の状況が明らかになるようにしなければならない。」としている。

しかし、監査を実施したところ、各館に項目毎に区分された会計帳簿が備わっておらず、収支報告書に計上されている項目について、提出された会計帳簿ではその内容を十分に確認することができなかった。また、人件費の決算額に算出根拠が不明な引当金が計上されているなど、指定管理者及び所管課からは、内容について明確な回答が得られなかった。所管課は経理状況を十分に把握をしているとは言いがたい。

② 備品等について、適切な管理を行うべきもの

仲町ふれあい館及び高島平ふれあい館における備品等の管理にあたっては、それぞれの館の基本協定書第 22 条及び第 23 条、ふれあい館の管理運営に関する年度協定書（以下、「年度協定書」という。）第 8 条、ふれあい館指定管理者業務仕様書（以下、「業務仕様書」という。）「13 物品の取扱い」でそれぞれ定められている。しかし、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書の内容は、指定管理者が購入した物品等が区と指定管理者のどちらに帰属するものであるかを明確に判断できないものとなっており、購入した物品等の管理も明確になっていない。

また、年度協定書第 8 条では、本来、指定管理者が負担すべき経費を区が支払う管

理経費での購入を可能とした記述があり、適切なものとは言いがたい。

生きがい推進課は、基本協定書に基づき、各館における管理業務に係る経理状況を明らかにするよう指定管理者に指導を行い、各館における項目毎の収支の精査をするとともに、基本協定書及び年度協定書に則った指定管理業務の適切な履行確認に努められたい。

さらに、管理業務経費により購入した物品等の帰属を明確にし、また、経費負担が適切になるよう協定書等を見直し、物品等の管理が適切に行われるよう努められたい。

(生きがい推進課)

平成 24 年度指定管理者監査(文化会館、グリーンホール)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 24 年 11 月 19 日(月)	【指定管理者】 J Y S 共同事業体 【所管課】 文化・国際交流課

2 実施場所

監査委員室及び文化会館、グリーンホール

3 監査の範囲

- (1) 指定管理者 平成 23 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)
- (2) 所管課 平成 23 年度文化会館、グリーンホールの指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 24 年度指定管理者監査(区営住宅)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 24 年 11 月 26 日(月)	【指定管理者】 株式会社東急コミュニティー 【所管課】 住宅政策課

2 実施場所

監査委員室

3 監査の範囲

【指定管理者】

平成23年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

【所管課】

平成23年度区営住宅の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 24 年度指定管理者監査(継続更新分)結果報告書

1 実施年月日 平成 24 年 12 月 17 日(月)

2 監査対象

所 管 課	対 象 施 設
産 業 経 済 部 産 業 振 興 課	企業活性化センター
健 康 生 き が い 部 お と し よ り 保 健 福 祉 セ ン タ ー	特別養護老人ホームみどりの苑
福 祉 部 障 が い 者 福 祉 課	加賀福祉園、徳丸福祉園、蓮根福祉園
子 ども 家 庭 部 子 ども 政 策 課	母子生活支援施設弥生荘
教育委員会委事務局 生 涯 学 習 課	少年自然の家八ヶ岳荘

3 実施場所 監査委員室

4 監査の範囲 平成 23 年度各指定管理施設の指定管理者に関する財務
事務

5 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

6 監査結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 24 年度指定管理者監査(高齢者在宅
サービスセンター)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 25 年 2 月 13 日(水)	【指定管理者】 社会福祉法人 翠生会 (徳丸・成増・高島平五丁目・西台高齢者 在宅サービスセンター) 【所管課】 おとしより保健福祉センター

2 実施場所

監査委員室及び各施設

3 監査の範囲

(1) 指定管理者

平成 23 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 所管課

平成23年度徳丸・成増・高島平五丁目・西台高齢者在宅サービスセンターの
指定管理者に関する財務事務 (施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は次のとおり。

6 指導事項

協定に則って、適切な事務処理を行うべきもの

「東京都板橋区立高島平五丁目高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第7条（7）では、「指定管理者は、東京都福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を自己の費用負担で受審し、その結果をホームページ等で公表するとともに板橋区に報告しなければならない。」としている。

指定管理者は、平成23年度に当該施設の第三者評価を受審し、その結果を板橋区に報告していたが、結果をホームページ等で公表していなかった。おとしより保健福祉センターは、基本協定書に則った履行の確認を十分に行っているとは言いがたい。

おとしより保健福祉センターは、指定管理業務の実施状況の把握により適切な履行確認に努めるとともに、基本協定書に則った指定管理業務が行われるよう指導されたい。

（おとしより保健福祉センター）